別 添

山田町山田地区平成29年度確定測量等（その２）業務

特記仕様書

第１章　総　則

（目　的）

第１条　本業務は、山田地区震災復興土地区画整理事業（以下、「嵩上」という。）及び山田国道 45号周辺地区震災復興土地区画整理事業（以下、「45号」という。）における地区界測量、街区確定測量、画地確定測量および杭打ち等の測量業務を行うことを目的とする。

（作業方法）

第２条　本業務は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）の定める測量作業規程及び同運用基準、測量作業共通仕様書並びに本特記仕様書に基づき実施するものとする。

（測量範囲）

第３条　本業務に係る作業範囲は、別添「位置図」のとおりとする。

（作業計画）

第４条　本業務の実施に当たっては、あらかじめ作業計画書を監督員に提出し承諾を得ることとし、細部の計画についても作業着手前に監督員と充分協議を行い、承諾を得た後に実施するものとする。

（誤謬等）

第５条　本業務の成果の引渡し後といえども、成果品に誤謬等が発見された場合には、受注者の責任において、速やかに修正及び補正を行うものとする。

（疑　義）

第６条　本特記仕様書等に疑義が生じた場合又は業務上必要な事項で定めのない事項については、監督員と協議を行うものとする。

（貸与する資料等）

第７条　本業務で使用するため貸与する資料は、次のとおりとする。

(1) 山田町織笠地区他１地区　地区界測量等業務　測量成果品
(2) 山田町山田地区他１地区平成26年度画地確定（計算）測量等業務　測量成果品
(3) 山田町山田地区（低地部）地区界測量業務　測量成果品
(4) 山田町山田地区平成27年度確定測量等業務　測量成果品
(5) 山田町山田地区平成28年度確定測量等業務　測量成果品
(6) その他必要とする資料（関係換地設計業務成果品等）

第２章　作業内容

（作業内容）

第８条　本業務の作業内容は、次のとおりとする。

(1)　４級基準点測量（耕地・平地、伐採なし、永久標識設置なし）
100 点(80 点(嵩上)、20 点(45 号))
(2)　４級水準測量（耕地・平地、道路上）　1.0km（嵩上）
(3)　地区界測量（耕地・平地、埋標なし）　20 点（嵩上）
(4)　街区確定測量（計算）　10 街区(5 街区(嵩上)、5 街区(45 号))
中心点　20 点(10 点(嵩上)、10 点(45 号))
屈曲点　20 点(10 点(嵩上)、10 点(45 号))
(5)　街区確定測量（中心点及び街区点杭打ち）（木杭打設）　520 点(404 点(嵩上)、116 点(45 号))
(6)　街区確定測量(杭打ち)（ｺﾝｸﾘｰﾄ杭根巻あり）　30 点（嵩上）
(7)　街区確定測量(杭打ち)（ｺﾝｸﾘｰﾄ杭根巻なし）　20 点（嵩上）
(8)　街区確定測量(杭打ち)（プレート）　520 点(404 点(嵩上)、116 点(45 号))
(9)　画地確定測量（計算）　10 街区、20 画地（10 画地（嵩上)、10 画地（45 号))
(10)　画地確定測量(杭打ち)工事施工　40 点　(20 点(嵩上)､20 点(45 号))
(11)　画地確定測量(杭打ち)地権者（ｺﾝｸﾘｰﾄ杭根巻なし）　520 点(434 点(嵩上)、86 点(45 号))
(12)　現地測量
作業計画（耕地・平地）1/200　1 業務　(嵩上)
現地測量（耕地・平地）1/200　1.0ha　(嵩上)
(13)　国土調査法第 19 条第 5 項指定申請図書作成　一式・20.3ha　(嵩上)
作業項目は下記の通りとする。
・申請書・総括表の作成　：一式
・申請地域の位置図作成　：一式
・土地の種目別施工前後対照表の作成　：一式
・申請区域の区域兼確定測量図の一覧図の作成　：一式
・基準点網図の作成　：20.3ha
・地図及び簿冊の作成　：20.3ha
・申請図書、作成　：１式

（打合せ）
第９条　本業務における打合せ回数は、作業着手時、中間時、成果納入時を標準とする。
２　各打合せは、必ず記録し、監督員の確認を要する。
また、記録の様式については監督員の指示によるものとする。

（履行期間）
第１０条　本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

第３章　成果品

（成果品）
第１１条　本業務における成果品は、次のとおりとし、別途指示する製品仕様書の記載事項を踏まえ、作成するものとする。

	提出成果	摘　要
４級基準点測量	(1) 観測手簿 (2) 観測記簿 (3) 計算簿 (4) 平均図 (5) 成果表 (6) 基準点網図 (7) 品質評価表及び精度管理表 (8) 基準点現況調査報告書 (9) 成果数値データ (10) 点検測量簿 (11) 写真 (12) その他資料	２部 ※基準点網図は、区域に存する全ての基準点を記載し、数値現況図に描画するものとする。
４級水準測量	(1) 観測手簿 (2) 観測成果表及び平均成果表 (3) 水準路線図 (4) 計算簿 (5) 平均図 (6) 成果数値データ (7) 品質評価表及び精度管理表 (8) 点検測量簿 (9) その他資料	２部
地区界測量	(1) 観測手簿 (2) 成果表 (3) 計算簿 (4) 面積計算簿 (5) 点の記 (6) 点間距離点検簿 (7) 関係権利者等の調書 (8) 立会確認書 (9) 測量図データファイル (10) 品質評価表及び精度管理表 (11) その他資料	２部
街区確定測量 （計算）	(1) 街区確定測量図 (2) 街区及び公共施設用地面積計算書 (3) 街区及び公共施設用地面積成果表 (4) 中心点及び街区点成果表、計算簿 (5) 街区確定測量図データファイル (6) 品質評価表 (7) その他資料	２部
街区確定測量 （中心点及び街区点杭打ち）	(1) 街区点杭打ち計算簿 (2) 街区点杭打ち図 (3) 街区点間距離確認測量簿 (4) 街区点精度管理表 (5) 標識の写真 (6) その他資料	２部

街区確定測量 （杭打ち） （プレート・コンクリート杭）	(1) 街区点杭打ち計算簿 (2) 街区点杭打ち図 (3) 街区点間距離確認測量簿 (4) 街区点精度管理表 (5) 街区点境界埋設図 (6) 標識の写真 (7) その他資料	２部
画地確定測量 （計算）	(1) 画地確定測量図 (2) 画地点成果表 (3) 画地面積成果一覧表 (4) 画地点計算簿(座標値、辺長、方向角) (5) 画地面積確定計算簿 (6) 画地確定測量図データファイル (7) 品質評価表及び精度管理表 (8) その他資料	２部
画地確定測量 （杭打ち）	(1) 画地点杭打ち計算簿 (2) 画地点杭打ち図 (3) 画地点間距離確認測量簿 (4) 画地点精度管理表 (5) 標識の写真 (6) その他資料	２部
画地確定測量 （ｺﾝｸﾘｰﾄ杭）	(1) 画地点杭打ち計算簿 (2) 画地点杭打ち図 (3) 画地点間距離確認測量簿 (4) 画地点精度管理表 (5) 画地点境界埋設図 (6) 標識の写真 (7) その他資料	２部
現地測量	(1) 数値現況図データファイル (2) 品質評価表及び精度管理表 (3) その他資料	２部
国土調査法第１９条第５項指定申請図書作成	(1)申請書 (2)総括表 (3)申請地域位置図 (4)土地の種目別施工前後対照表 (5)申請区域の区域兼確定測量図一覧図 (6)精度管理表 (7)基準点網図 (8)地図及び簿冊 (9)申請図書製本一式 (10)その他必要な資料	２部
その他	(1) 打合せ記録簿 (2) メタデータ (3) 電子データ	一式

２　それぞれの規格・仕様・部数等については、監督員と協議を行うものとする。

３　成果品の一部について、履行期間内であっても提出を求める場合がある。

４　グリーン購入法に基づく基本方針（平成２９年２月版）の判断の基準を満たしていること。

第４章　その他

（業務カルテの作成）

第１２条　受注者は、業務請負代金額100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、一般財団法人日本建設情報センターにフロッピーディスク又は公衆回線を通じてオンラインで提出するとともに、一般財団法人日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

(1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。

(2) 完了時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。

(3) 履行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

（業務成績表定点の通知）

第１３条　本業務は業務成績評定対象業務であり、受注者には、業務完了後、業務成績評定点を通知する。

なお、付与した業務成績評定点は、将来、業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

（暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について）

第１４条　業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

２　１により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。

３　暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

（再委託）

第１５条　本業務における測量作業及び計算等、総合的企画、業務遂行管理、技術的判断、業務説明資料・報告書の作成方針決定並びに成果物の作成及び照査については、再委託等（委任又は下請負）をすることはできない。（抵触する場合は、本業務の選定対象とはならない。）

２　受注者は、ワープロ、コピー、印刷、製本、資料の整理、トレース、単純な集計、データ入力、計算処理（単純な電算処理に限る。）の各業務を再委託等するに当たって、発注者の承諾を要さない。

３　受注者は、１及び２に規定する業務以外を再委託等するに当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

４　受注者は、前項に規定する業務を再委託等する場合、書面により再委託等する者との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等する者に対し再委託等する業務の実施について適切な指導、管理を行い、本業務を実施しなければならない。

以　上

別 添

山田町山田地区平成 29 年度確定測量等（その２）業務　位置図